

定 款

社会福祉法人ヘルプ協会

社会福祉法人ヘルプ協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、法人理念の「協同と信頼を基盤に人間の尊厳と人権を守る」に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営

- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所施設の経営
 - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ニ) 単親家庭居宅介護等事業の経営
 - (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ヘ) 移動支援事業の経営
 - (ト) 特定相談支援事業の経営
 - (チ) 障害児相談支援事業の経営
 - (リ) 地域密着型サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ヘルプ協会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を兵庫県伊丹市北園1丁目19番1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足らなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が50,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示をしたときは、評議員会決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名および記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(相談役)

- 第 16 条 この法人に、相談役1名を置く。
- 2 相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 3 相談役は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。
 - 4 任期については、役員の任期に準ずる。

(役員の選任)

- 第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 20 条 理事又は監事の任期は選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足らなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任命する。

第5章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(召集)

第 26 条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を召集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意を意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名および記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 兵庫県伊丹市北園1丁目19番地1所在の鉄骨造陸屋根4階建老人福祉施設1棟
(延べ床面積1607.92平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、伊丹市の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、伊丹市の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護員等養成研修事業
- (3) 日中一時支援事業
- (4) サービス付き高齢者向け住宅事業
- (5) 地域包括支援センター事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なけれ

ばならない。

第8章 解散

(解散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、伊丹市の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を伊丹市に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人ヘルプ協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 木谷 勝彦

理事 中村 一夫

理事 中原 良子

理事 細川 雅司

理事 谷野 眞千子

理事 畑中 義雄

理事 細田 佳伸

理事 桑本 雅行
理事 八田 優希
監事 阪上 恭一
監事 山村 敏之

以上

{記録} 定款制定・変更の経緯

平成 11.12.20.第1回理事会

- ・定款の制定
- ・定款第6条(理事長の職務の代理)に定める「理事長に事故あるときの理事長職務の代理者」について
中村一夫 中原良子 を代理者として選任する。

平成 12.4.6.平成 12 年度・第2回理事会

- ・第1条(1)に、ホ、への号を追加

平成 12.5.24.平成 12 年度・第3回理事会

- ・第12条2に、(1)建物を追加

平成 13.5.28.平成 13 年度・第1回理事会

平成12年12月1日付障第890号、社援第2618号、老初第794号、児初第908号、社会福祉法人の認可について(通知)に準拠して変更する。

- ・第1条 通知の文章をそのまま引用して前文を書き換え
- ・第3条 通知の文章をそのまま引用して新規追加
- ・第7条2 評議員会の設置に伴い、役員の選任を「評議員会」とする。
- ・第8条 通知の文章をそのまま引用して新規追加
- ・第9条5 通知に基づき「みなし出席」を追加
- ・第10条 通知の文章をそのまま引用して「又は欠けたとき」を挿入
- ・第11条2 評議員会の設置に伴い、「評議員会」の文字を挿入。
- ・第11条3 評議員会の設置に伴い、「または評議員会」の文字を挿入。
- ・第3章の各条 評議員会の設置に伴い、新規追加
- ・第23条2 通知の文章をそのまま引用して書き換え
- ・第24条 通知の文章をそのまま引用して「翌年」の文字挿入

平成 14.3.25.平成 13 年度・第3回評議員会、第4回理事会

- ・第1条(1)に、(ト)精神障害者居宅介護等事業を追加
- ・第6章 小規模作業所 第28条および第29条を新設
- ・以下、章および条を繰り下げる。

平成 14.12.7.平成 14 年度・第2回評議員会、第2回理事会

・第1条(1)に、次の項目を追加

(チ)居宅介護等事業(身体障害者、知的障害者、児童)

(リ)短期入所事業(身体障害者、知的障害者)

平成 17.9.20.平成 17 年度・第 2 回理事会

平成17年4月14日付雇児発第0414002号、社援発第0414003号、老発第0414006号、社会福祉法人の認可について(通知)に準拠して変更する。

・第1条 事業所追加に伴って新規追加

・第3条 通知の文章をそのまま引用して書き換え

・第7条1 通知の文章をそのまま引用して書き換え

・第9条1 通知の文章をそのまま引用して書き換え

・第9条5 通知の文章をそのまま引用して、5項と6項に分離

・第13条6 評議員は書面出席が認められていないため、ただし書き以降を削除

・第14条2 通知の文章をそのまま引用して書き換え

・第19条 通知の文章をそのまま引用して書き換え及び2項を新規追加

・第5章の第27、28条

準則に基づき「居宅介護支援事業」と「小規模作業所」を包括して「公益を目的とする事業」とし、通知の文章をそのまま引用して書き換え及び新規追加

・第32条 通知の文章をそのまま引用して書き換え

平成 18.12.07 平成 18年度・第2回理事会

障害者自立支援法(社会福祉法平成18年10月1日施行)の施行に伴う第1条第1項(1)を新規追加する。(障害者自立支援法 第5条第1項、第2項、第20項に準ずる)

・第1条(1) 事業開始に伴って事業名の記載の変更

次の項目を削除

(ホ)身体障害者居宅介護等事業

(ト)精神障害者居宅介護等事業

(チ)居宅介護等事業(身体障害者、知的障害者、児童)

(リ)短期入所事業(身体障害者、知的障害者、児童)

次の項目を新規追加

(ハ)障害福祉サービス事業

(ト)移動支援事業

平成 19.3.28.平成 18 年度・第3回評議員会、第3回理事会

・第1条(1) 既存事業の目的変更に伴って、次の項目を新規追加

(チ)地域活動支援センターの設置及び受託経営

・第27条1 既存事業の目的変更に伴って、次の項目を削除

(2)小規模作業所のつくおんの設置経営

平成 19.12.7.平成 19 年度・第 3 回理事会

平成19年3月30日付雇児発第0330004号、社援発第0330001号、老発第0330001号、社会福祉法人の認可について(通知)に準拠して変更する。

- ・第 1 条 通知の文章をそのまま引用して書き換え
- ・第 27 条 通知の文章をそのまま引用して削除

平成 21.3.25.平成 20 年度・第4回評議員会、第4回理事会

- ・第1条第1項(1) 既存事業の目的変更に伴って、次の項目を削除
 - (チ)地域活動支援センターの設置及び受託経営
- ・第 27 条第 1 項 新規事業開始に伴って、次の項目を新規追加
 - (2)介護員等養成研修事業
 - (3)日中一時支援事業

平成 24.3.23.平成 23 年度・第4回評議員会、第4回理事会

- ・第 27 条第 1 項 新規事業開始に伴って、次の項目を新規追加
 - (4)サービス付き高齢者向け住宅事業

平成 25.9.20.平成 25 年度・第2回評議員会、第2回理事会

平成25年4月1日より所轄庁変更に伴い、「兵庫県知事」を「伊丹市長」に書き換え

- ・第 11 条第2項、第 19 条第1項、第 31 条、第 32 条第1項、第 32 条第2項

平成 26.5.23.平成 26 年度・第1回評議員会、第2回理事会

- ・第1条第1項 新規事業開始に伴って、次の項目を新規追加
 - (チ)特定相談支援事業の経営
 - (リ)障害児相談支援事業の経営

平成 27.3.25.平成 26 年度・第3回評議員会、第4回理事会

- ・第1条第1項 新規事業開始に伴って、次の項目を削除
 - (ニ)老人介護支援センターの経営
- ・第27条第1項 新規事業開始に伴って、次の項目を新規追加
 - (5)地域包括支援センター事業

平成 27.12.8.平成 27 年度・第3回評議員会、理事会

- ・第6条 相談役を新規追加

平成 28.5.25.平成 28 年度・第1回評議員会、理事会

- ・第1条 (1)第一種社会福祉事業を追記
 - (イ)特別養護老人ホームの経営を追記
 - (リ)地域密着型サービス事業の経営を追記

平成 28.12.8.平成 28 年度・第3回評議員会、理事会
・社会福祉法改正に伴う変更